

くまもと事業者再出発支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、令和八年熊本地震により被害を受けた中小企業者等に対し、予算の範囲内において、くまもと事業者再出発支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「令和八年熊本地震」とは、令和8年7月28日に発生した地震をいう。

2 この要綱において「小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者及び小規模事業者支援法（平成5年法律第51号）第2条第1項第3号に規定する者をいう。

3 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

4 この要綱において「中堅企業」とは、小規模事業者及び中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者をいう。

5 この要綱において「農林水産業協同組合」とは、第3項に規定する「中小企業者」のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会のうち商工業を営む者をいう。

6 この要綱において「小規模事業者等」とは、第2項に規定する「小規模事業者」、第3項に規定する「中小企業者」、第4項に規定する「中堅企業」、第5項に規定する「農林水産業協同組合」をいう。

7 この要綱において「多重被災事業者」とは、別表第2に定める要件を満たす小規模事業者等をいう。

8 この要綱において「特定被災事業者」とは、別表第2に定める要件を満たす小規模事業者等をいう。

（交付の目的）

第3条 補助金は、繰り返す大規模災害による重複被災が生じたことを踏まえた特例として、令和八年熊本地震により被害を受けた施設及び設備の復旧に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者等の被災からの再建を促進し、もって災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的とする。

(補助対象事業、補助対象経費、補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和八年熊本地震により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になった施設及び設備の復旧のために行う取組とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費であって、別表第1に掲げるものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費に別表第2の補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、多重被災事業者にあつては、補助対象経費のうち5億円までの部分の額と、補助対象経費から5億円を控除した額に別表第2に定める補助率を乗じて得た額との合計額（千円未満の端数は切り捨て）とする。

4 前項の補助金の額は、1事業者あたり3億円（多重被災事業者及び特定被災事業者は15億円）を上限とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 熊本県内に事業所を有する小規模事業者等であること。

(2) 事業に用いる施設又は設備が令和八年熊本地震により被害を受けたこと。

(3) 熊本県税に未納がないこと。

(4) BCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画を策定していること。

(5) 補助対象となる施設や設備に対し、中小企業者・小規模事業者・農林水産業協同組合にあたっては付保割合30%以上、中堅企業にあたっては付保割合40%以上の「自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済」に加入していること。ただし、小規模事業者にあつては、この限りでないが、令和八年熊本地震で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に代わる取組を実施すること。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

(7) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

2 知事は、前項第6号及び第7号に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 規則第6条の補助金の交付の決定通知は、別記第2号様式によるものとする。

2 知事は、前項の通知に際し、必要と認める条件を付することができる。

3 知事は、令和八年熊本地震による災害発生日以降で交付決定の前に行われた補助事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助対象経費全体の減少額が30%を超える場合

(2) 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助金遅延等報告書（別記第7号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに状況報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業実績書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までに、前2項に規定する実績報告書及び添付書類を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、別記第10号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

- 2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書（別記第12号様式）及び補助金概算払請求書（別記第13号様式）によるものとする。
- 3 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、別記第14号様式により、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - (6) 補助事業者が、第12条第3項で定める期限までに正当な理由なく、実績報告書を提出しなかった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年経済産業省告示第64号）」に準じるものとする。

2 規則第21条第2項に規定する知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ別記第

15号様式により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、規則第21条第2項の規定に基づいて財産の処分を承認（別記第16号様式）した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があった場合など別に定める事由に該当すると認めたときは、当該補助事業者に対して、補助金額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（補助事業の経理等）

第18条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後10年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第19条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表第 1

区分	補助対象経費
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設の復旧に要する費用
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、小規模事業者等の資産として計上するものの復旧に要する費用

- ・ 消費税及び地方消費税相当額は対象外とする。
- ・ 従前よりも、規模を拡張した施設への建替、高機能・高性能の設備への入替のほか、施設又は設備について防災・減災に資する改良や性能向上に資する機能の付加・拡充を伴う復旧も可能とするが、補助対象経費は、原状回復のために必要な経費（修理費又は同等設備への入替費・同等建物への建替費）であって知事が適当と認める額を上限とする。
- ・ 令和八年熊本地震により被災した施設・設備に係る保険金や共済金等の受取がある場合は、当該保険金等を控除する。

別表第2

交付対象者	補助率
中小企業者及び小規模事業者	補助対象経費の3／4以内
中堅企業（みなし中堅企業）	補助対象経費の1／2以内
農林水産業協同組合 （以下のすべての要件を満たす場合） 1 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者 2 令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した特定非常災害又は令和七年度に発生した激甚指定災害で被害を受けた事業者であって、これらの災害による事業用資産への被災が証明できるもの 3 次のいずれかに該当する事業者 ア 令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあつては令和2年1月28日とする。）以降、売上高が20％以上減少している復興途上にある事業者 イ 別表1の施設又は設備について、地震その他自然災害を保険事故又は共済事故とする保険又は共済に加入している事業者 ウ 毎年の利益剰余金の中から、任意積立金として地震その他自然災害に対する積立てを行っている事業者 4 令和八年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者であって、当該復旧又は復興が、地域住民の生活及び地域社会の復旧・復興に当たって不可欠であるものとして知事が認めたもの	中小企業者及び小規模事業者にあつては、補助対象経費の3／4以内、中堅企業（みなし中堅企業）にあつては、1／2以内
多重被災事業者 （以下のすべての要件を満たす場合） 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 2 令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した激甚指定災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者 ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者 イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者 3 次のいずれかに該当する事業者 ア 令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあつては令和2年1月28	補助対象経費のうち5億円までは、定額補助（10／10） 補助対象経費のうち5億円を超える部分は、中小企業者及び小規模事業者にあつては3／4以内、中堅企業（みなし中堅企業）にあつては1／2以内

日とする。)以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者 イ 令和八年熊本地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者 4 交付申請時において、令和八年熊本地震の発生日から過去十か年度以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており知事が認めた事業者 5 令和八年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者	
特定被災事業者(以下の要件を満たす場合) 令和八年熊本地震により被災した小規模事業者等のうち、サプライチェーンにとって不可欠な小規模事業者等であり、その被害規模が多重被災事業者に相当するものとして、知事が認め、九州経済産業局長が承認する場合	中小企業者及び小規模事業者にあつては、補助対象経費の3/4以内、中堅企業(みなし中堅企業)にあつては1/2以内

- ・ 休業していたこと等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないことが明らかな者については、農林水産業協同組合及び多重被災事業者の要件の1を適用しないこととするほか、当該要件の3アの「(当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあつては令和2年1月28日とする。)」を適用しないこととする。